

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

旭川市役所新庁舎は令和5年11月1日から供用開始の予定であることから、新庁舎における全庁ネットワーク機器の調達を行う。なお、機器調達においては、現庁舎のネットワークにおける課題の解決と、機能性と効率性、拡張性、セキュリティを具備するとともに、業務デジタル化による通信量の増加等があったとしても、安定したネットワークを提供する機器を賃貸借により導入するとともに、安定したネットワークの保守運用業務を併せて委託し、全庁ネットワークサービスを継続して円滑に使用できる環境の構築を目的とする。

第2 概要

1 件名及び業務名

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務

2 内容

- (1) 新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借に関する仕様書は「新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借仕様書」のとおり。
- (2) 新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用業務に関する仕様書は「新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用業務仕様書」のとおり。

3 賃貸借期間及び業務履行期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで（60か月）

ただし、本契約は旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）第2条の各号に基づく長期継続契約であり、契約約款に「翌年度以降について予算が減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。」旨を規定する。

4 予算概要等

この調達に係る予算は次のとおり予定していることから、賃貸借料と委託料の積算にあっては、年度ごとに予算の範囲内とすること。

ただし、この調達に係る予算が議決しない場合は、今回の提案による調達の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

(1) 賃貸借料（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）

令和5年度	32,347,700円（5か月間）
令和6年度	77,634,480円（12か月間）
令和7年度	77,634,480円（12か月間）
令和8年度	77,634,480円（12か月間）
令和9年度	77,634,480円（12か月間）
令和10年度	45,286,780円（7か月間）
合計	388,172,400円

(2) 委託料

令和5年度	8,890,200円（5か月間）
令和6年度	21,336,480円（12か月間）
令和7年度	21,336,480円（12か月間）
令和8年度	21,336,480円（12か月間）
令和9年度	21,336,480円（12か月間）
令和10年度	12,446,280円（7か月間）
合計	106,682,400円

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目旭川市総合庁舎6階
旭川市総務部情報政策課
電話：0166-25-5490
電子メール：johoseisaku@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、賃貸借については取扱品目番号4016「システム一式(ソフトウェア含む)賃貸借」の、業務委託については取扱品目番号3423「ネットワーク保守・運用業務」の入札参加資格を有していること。ただし、賃貸借については、保守運用業務受託者と一体的に連携して機器の設計・構築から保守運用まで

を行えると認められる場合に限り、参加希望者の指定する賃貸借事業者（リース会社等）を賃貸借契約の相手方としてもよいこととする。当該賃貸借事業者についても、上記賃貸借に係る参加資格要件を満たす者であること。なお、賃貸借、業務委託いずれについても、本市が定める経営規模等審査基準において、格付等級がAであること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 過去3か年（令和2年度から令和4年度）の間に、本市、他の地方公共団体又は国と種類（賃貸借については情報ネットワークの設計・構築を含む契約であること。委託については情報ネットワークの保守運用を含む契約であること。）をほぼ同じくする契約を締結又は履行していること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

導入実績調書（様式2）

プロポーザルにおいて得た情報の取扱いに係る誓約書（様式3）

なお、賃貸借事業者を参加希望者が指名する他の事業者とする場合は、参加希望者と指名する賃貸借事業者との関係（資本、技術提携、共同での事業実績等。）を示す資料（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年3月29日（水）午後5時15分

(3) 提出場所

第3に同じ。

(4) 提出方法

郵送又は持参によること。(郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。また、郵送の場合は確認のため電話連絡を行うこと。以下郵送による提出においては同様とする。)

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年3月30日(木)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間

令和5年4月3日(月)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所

第3に同じ

ウ 提出方法

郵送又は持参によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、書面の提出のあった日から7日以内に、説明

を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案は、別紙仕様書に基づいて提案すること。

2 提案書の書式

提案の提出は、次の書類を添付して行うこと。

1	提案書（様式4）	電子データ（PDF ファイル）で提出の他、紙に出力したものを6部提出すること。
2	提案内容の詳細に係る書類（任意様式）	同上
3	賃貸借料，委託料それぞれの費用積算内訳（任意様式）	同上
4	プレゼンテーション等動画	動画ファイル形式がMP4 又はWMV の電子データによる提出とし，1ファイルにまとめること。

3 記入等の注意事項

(1) 電子データについて

2の1～3の電子データは、1枚の光学ディスク（DVD-R）に保存して2部提出すること。また、4の電子データは1枚の光学ディスク（DVD-R）に保存して2部提出すること。

(2) 用紙サイズ等

用紙はA4判を縦方向に用い、横書き、片面記載を基本とする。図表等についてはA3判も可とするが、A4判に合わせて折り込むこと。

(3) 費用積算内訳

賃借料及び委託料のそれぞれの60か月総額及び年度ごとの費用積算内訳の税抜価格を示すこと。

(4) プレゼンテーション等動画

提案書の内容を補足説明する動画を作成すること。必要に応じてデモンストレーションを交えてもよい。時間は、30分以内とする。

操作画面が明瞭に確認できるよう留意した上での動画編集を認める。

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和5年4月10日（月）午後5時15分

(2) 提出場所

第3に同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参によること。

5 提案書等の著作権等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、提案者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

参加表明書及び提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

1 提出書類

質疑応答書（様式5）

2 提出期間

(1) 参加表明書に係る質問

令和5年3月28日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 提案書に係る質問

令和5年4月7日（金）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

3 提出場所

第3に同じ。

4 提出方法

電話連絡の上、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は、「新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務公募型プロポーザル質疑書（提案者名）」で統一すること。

5 その他

質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。なお、質疑及び回答内容が業務上公開すべきではない内容を含む場合、旭川市公式ホームページ上での当該回答内容の公表を行わないが、参加表明者に対しては、参加表明書の提出より前に回答した全ての質疑応答書を別途電子メールにより送付することとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

提案の審査、評価及び特定を行うため、新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が6者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を踏まえ、ヒアリング当日は提案書等に係るプレゼンテーションを行わず、質疑についてのみ、本市が指定する Web 会議サービス (Cisco Webex) により実施する。

提案書及びプレゼンテーション等動画については、各委員が事前に内容を確認するものとし、当日のプレゼンテーション等動画の放映はしない。ただし、委員からの質疑があった場合、Web 会議サービスの画面共有を用いて追加のデモンストレーション等が行えるよう準備をすること。

質疑時間 30 分とし、Web 会議サービスを用いて、1 者ずつ接続して実施する。

希望する事業者においては審査会前日までに 1 回程度のテスト機会を設けるものとし、実施日時は個別調整する。

(2) 実施日時及び場所

第 5 で示した、提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等動画、ヒアリングにより、別紙「審査項目及び評価基準」に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点 (第一段階)

各委員は、提案者ごとに 3 による評価基準等に基づき採点し、この点数を当該提案者の審査点とする。

(2) 順位点の計算 (第二段階)

各委員が提案者ごとに前項の審査点の低いものから順に順位を付け、その順位による点数を提案者の順位点とする (審査点の最下位 = 1 点, 下から 2 位 = 2 点, 下から 3 位 = 3 点, 以下同様。)

審査点と同点の場合は、順位点も同点とし、次位の者は飛び位とする。

(3) 評価点の計算 (第三段階)

(2)により求められた各委員の順位点の合計を提案者の評価点とし、この点数の合計が高い者から順に選定者として決定する。評価点と同点の場合は(1)による当該同点者に対する各委員の審査点のうち、最高点及び最低点を除いたものの平均点が高い者を

上位とする。この平均点が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、選定された者の審査点が著しく低い場合（満点の5割未満）は、各委員が取扱いを協議する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- 受託候補者
- 評価点数
- 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
- 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所

第3に同じ

ウ 提出方法

郵送又は持参によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、書面の提出のあつた日から7日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員の職名（審査員氏名の公表は行わない）

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書及び賃貸借仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

(1) 委託料

毎月の検査完了後、後払いとする。

(2) 使用料及び賃借料

毎月の検査完了後、後払いとする。

第11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年3月20日(月)から令和5年3月29日(水)まで

参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請	令和5年3月30日（木）
提案書の提出	令和5年3月31日（金）から令和5年4月10日（月）まで
ヒアリング	令和5年4月14日（金）予定（提案書提出要請と併せて通知）
提案書審査結果の通知	令和5年4月中旬予定
契約締結	令和5年5月上旬予定